

恵庭市告示第149号

地方自治法(平成22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行なったので、恵庭市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例(平成17年条例第7号)第8条第2項に基づき、次のとおり告示する。

令和5年11月24日

恵庭市長 原 田



記

1 指定管理者の名称

恵庭市駒場町1丁目3番2号

株式会社園建

代表取締役 嘉屋 幸浩

2 管理を行なわせる施設の名称及び所在地

施設の名称	施設の所在地
恵庭中央パークゴルフ場	恵庭市中央12番1他
漁川パークゴルフ場カワセミコース	恵庭市黄金北1丁目9番2
漁川パークゴルフ場アイリスコース	恵庭市美咲野1丁目16番8地先
島松パークゴルフ場	恵庭市南島松403番1他
北栄会館パークゴルフ場	恵庭市北島216番

3 管理を行わせる期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで